

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

人権に関する条例紹介(6):
ヘイトスピーチに関する一考察:
大阪市条例を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2017-04-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久礼, 義一 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部名誉教授
URL	https://kansaigaidai.repo.nii.ac.jp/records/7759

人権に関する条例紹介（6）

ヘイトスピーチについての一考察 ～大阪市条例を中心に～

短期大学部名誉教授 久禮 義一

目次

- (一) はじめに
- (二) ヘイトスピーチ
 - 1 実態
 - 2 被害
- (三) 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例
 - 1 制定の背景
 - 2 制定経過
 - 3 概要
 - 4 評価
 - 5 課題
- (四) ヘイトスピーチ防止に向けて
 - 1 現行制度の課題
 - 2 ヘイトスピーチ防止対策
 - a 公共施設使用について
 - b ヘイトデモ、街宣活動について
- (五) 結びにかえて

(一) はじめに

在日コリアンに対するヘイトスピーチ⁽¹⁾は戦後も日常的に行われてきたが、2000年代半ばから、嫌韓本がミリオンセラーになり、インターネット上で匿名でのヘイトスピーチが広がり、2007年1月に「在日特権を許さない市民の会」(在特会)が結成されたことを皮切にヘイトデモ・街宣が路上で公然と恒常的に集団で行われるようになった。

2009年2月在特会は京都朝鮮学校へ第一回目の襲撃を行い、2010年1月に二回目、2010年3月に三回目⁽²⁾と続けた。

2013年初期には、東京新大久保と大阪鶴橋という東西の代表的コリアタウンで筆舌に尽くしがたいほどの暴言を言いながらデモを毎週末行い、また主催者達はインターネット上にその動画を投稿し、これらの映像は英米韓など各国でも報道され、衝撃を与えた⁽³⁾。

そんな我が国に対して2014年7月末には国連自由権規約委員会の日本政府報告書の審査があり、ヘイトスピーチの法規制を求める勧告が出され、8月には国連人種差別撤廃委員会の審査でヘイトスピーチの法規制のみならず、人種差別禁止法制定など包括的な差別廃止対策を強く求める勧告が出た。

しかしその勧告に対して日本政府は次のように主張した。

「我が国の現状が、既存の法制度では差別行為を効果的に抑制することはできず、かつ立法以外の措置によってそれを行うことができないほど明白な人種差別行為が行われている状況にあるとは認識しておらず、人種差別禁止法等の立法措置が必要であるとは考えていない」⁽⁴⁾

(国連人種差別撤廃委員会の日本政府審査に関する最終見解に対する日本政府の意見)

2014年京都での在特会の街宣(京都朝鮮学校襲撃事件)を「人種差別」と認めた判決が最高裁で確定。

2015年12月在特会に対する朝鮮大学校(東京)前の街宣を法務省が人権侵害と認定。

2016年1月大阪市が全国で初めてヘイトスピーチ抑止条例を制定。

このような国際的な圧力、最高裁判決、大阪市条例の制定を受けて国も2016年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下解消法と略す）施行⁵⁾

この法律は罰則のない、禁止条項もない、理念法であるが、制定後、在日コリアンに差別的言動を繰り返してきた団体に対し、川崎市は市の公園を使用させない決定をした。また川崎地裁は2016年6月ヘイトスピーチを繰り返す団体がデモを予定していることに対し在日コリアンの男性が勤める市内の社会福祉法人から半径500メートル以内のデモを禁止する仮処分⁶⁾の決定をした。

規制法が効果を表しているように見えるが、仮処分が出ていてもヘイトスピーチをその処分を無視して実行が可能であり、実際京都市で行われた例がある。

訴訟で勝訴しても、「事後の救済」であり、ヘイトスピーチ被害者の苦しみを救うことはできない。そのためにはヘイトスピーチをさせない「事前の対策」が重要である。

筆者はヘイトスピーチ主催者の「公園、公民館などの公共設備の使用禁止」「ヘイトデモ、街宣活動の道路使用に許可を出さないこと」がヘイトスピーチ防止対策の最善の対策と考え、そのことを拙稿で訴えたいと考える。

ヘイトスピーチのスピーチを「言論」と考え、ヘイトスピーチ規制を「言論の自由」との関係で消極的に考える一部憲法学者の主張もあるが、筆者はヘイトスピーチのスピーチは「言論」でなく「暴論」「暴力」であるという見解からヘイトスピーチ問題を政治学、立法政策学的立場から拙論を展開する。

(二)ヘイトスピーチ

1 実態

特定の人種や民族への差別を煽るヘイトスピーチについて、政府が初めて実施した実態調査の概要がわかった。2012年4月～15年9月に計1152件の発

生を確認し、「減少傾向にあるが、沈静化したとは言えない」と結論づけた。

ヘイトスピーチとされる団体の公開情報に基づき、情報件数を調べ、12年4月～12月237件、13年は347件、14年は378件、15年1月～9月は190件を確認。「15年に相当数減少する傾向にあるが、沈静化したとは言えない状態」とまとめた。

さらにインターネットに投稿されたヘイトデモなどの動画から、72件（約98時間）を調査。

特定の民族に対して①一律に排除する②危害を加える③蔑称で呼ぶなど殊更に誹謗中傷する発言を抽出したところ計1803回だった。14年の「3.2分に一回」から15年は「6.3分に一回」に減り、「それらに該当しない政治的主張も多数」としながら「未だ相当数あり、沈静化したとは言えない」と結論づけた。

政府調査で明らかにされないヘイトスピーチも多数存在すると考えられる⁽⁶⁾。

2 被害

ヘイトスピーチはその一瞬の言葉による攻撃のみならず、幾世代にもわたる社会全体からの差別と暴力の恐怖、苦痛をよみがえらせるが故に、また今後自分にもそして次世代の子供たちに対しても一生繰り返されるかもしれない絶望を伴うが故に、マイノリティの心身に極めて深刻な害悪をもたらす。

批判的人種理論の論者であり、自らも民族的マイノリティであるマリ・マツダはヘイトスピーチはマイノリティに対し、「芯からの恐怖と動揺、呼吸困難、悪夢、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、過度の精神緊張（高血圧）、精神疾患、自死にまで至る精神的な症状と感情的苦痛をもたらすと指摘する。

社会心理学者クレグ・ヘンダーソンは、被害者に共通する心理的な影響として、①継続する感情的な苦悩、②自信喪失、③逸脱感情（自分は「普通」とは違いマイノリティであるから狙われたという自己認識）④自分を責める、などを具体的に挙げている。

マイノリティ被害者は、ヘイトスピーチを受けた場所に行けなくなる、外

に出られなくなる等、行動を自己制約せざるを得ず、また職場や学校をやめざるを得なくなるなど生活や人生を大きく歪ませるダメージを受ける。

前述の京都朝鮮学校の事件でも、当時の教員の半数近くは退職を余儀なくされた。入学希望者は激減し、予定していた校舎移転を止めて、「夜逃げ」のように廃校をせざるを得なかった⁽⁷⁾。

ヘイトスピーチのもたらすもう一つの害悪は、偏見を拡散してステレオタイプ化し差別を当然のものとして社会に蔓延させ、差別行動を強化させることである。

社会心理学者のゴードン・オルポートはヘイトスピーチは憎悪を社会に充満させ「暴力と脅迫を増大させる連続体の一部」であり、究極的にはジェノサイドや戦争へと導くと主張する⁽⁸⁾。

実際に在特会の京都朝鮮学校襲撃事件でも夜泣きやおねしょが始まった子もいた。ある男児は筆箱に鋭く尖らせた鉛筆を入れているという。在特会と戦うためだという。

だが次の街宣が予告されると「怖い、学校に行きたくない」と涙目で母に訴えた。事件直後だけではない。3年半が経った今でも駅から徒歩数分の距離にも迎えを求める子もいれば、古紙や廃品回収の拡声器に「在特会が来た」と怯える子も一人ならずいる。駅や学校に着く度に親に電話をかけて自分の所在を確認してもらおうとする子、一人で留守番ができなくなった子。今も家庭では絶対に事件を話題にしないと切り切る親もいた⁽⁹⁾。

善良な市民として平穏な日常生活を暮している被害者をこのような精神状態に陥れるヘイトスピーチを絶対許すことはできない。

(三)大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

1 制定の背景

大阪でのヘイトスピーチは2013年から激化してきており、中でも大阪市の鶴橋周辺での在日コリアンが全国一集住している街として、在日特権を許さない市民の会（在特会）によるデモが頻繁に行われた地域でもある。

特に南京大虐殺事件を想起させる表現として、日本の女子中学生が、「私ね、ほんま皆さん（在日コリアン）が憎くて憎くてたまらないです。もう殺してあげたい」「いつまでも調子に乗っ取ったら、南京大虐殺ではなくて、鶴橋大虐殺。実行しますよ」「日本人の怒りが爆発したら、それぐらいしますよ。大虐殺を実行しますよ！」「実行される前に自国に戻ってください」「ここは日本です。ここは朝鮮半島じゃありません。いいかげんに帰れ！」と発言し、注目を浴びた事件として全世界にネット配信され、余りにも過激な表現から国連でも指摘されるきっかけとなった。

そのことがいよいよヘイトスピーチが差別表現であり、許しがたい社会悪であるという世論喚起へと発展していく。大阪府は2014年9月に「大阪府人権施策推進審議会」にヘイトスピーチに対する大阪府として取るべき方策について諮問し、同審議会は2015年答申した⁽¹⁰⁾。

2 制定経過

条例制定の動きは、2014年9月に当時の橋下徹市長が「ヘイトスピーチに対する大阪府として取るべき方策」について、大阪府人権施策審議会へ諮問を行ったことに端を発している。翌15年2月に同審議会は市長に、「大阪府では、在日韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が居住している中、市内において現実にヘイトスピーチが行われているといった状況にあり、大阪府は、市民の人権を擁護すべき基礎自治体として、ヘイトスピーチに対して独自で可能な方策をとることで、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確にしていくことが必要である」と、答申を出した。

これを受けて大阪府が3月に条例案要綱を作成して、これに対する市民の意見募集が行われ、5月に条例案が市議会に提出され、市議会財政総務委員会に付託された。

財政総務委員会では6月に審議をしたが、採決に至らず継続審査案件となり、10月の財政総務委員会での二度目の審議を経て、2016年1月15日に吉村市長が条例案の修正を行い、この修正案が自民党・市民クラブの会派を除く賛成多数で議決された⁽¹¹⁾。

3 概要 ⁽¹²⁾

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の概要

条例制定の目的・趣旨〈第1条〉

個人の尊厳を害し差別意識を生じさせるおそれがあるヘイトスピーチに対し、条例を制定することにより、市としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確に示し、ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護と、その抑止を図る

〔 条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する
国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない 〈第11条〉 〕

1 ヘイトスピーチの定義等を明確化〈第2条〉

◆人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団に対する表現活動で、以下の要件に該当するもの

- ①目的性 社会からの排除／権利又は自由の制限／明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること
- ②態様 相当程度の侮蔑又は誹謗中傷するもの／脅威を感じさせるもののいずれかに該当すること
- ③不特定性 不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること

◆他の表現活動の内容を印刷物、光ディスク等の販売、頒布、上映や、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧、視聴できる状態におくことも含む

◆大阪市内で行われたものだけでなく、市外であっても市民等に対して行われた場合や市内で行われたものを拡散する場合は対象となる

例 市外で大阪市民に対するヘイトスピーチが行われた場合や市内で行われたヘイトスピーチをインターネットで公開する場合など

2 啓発〈第3条〉

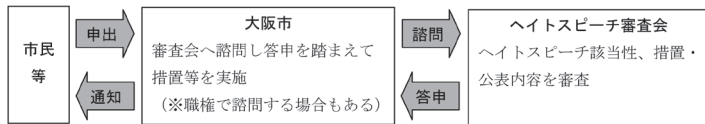
ヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行う

3 ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識等の公表〈第4条～第6条〉

申出等に基づき、ヘイトスピーチ審査会の意見を聴き、ヘイトスピーチに該当する場合、表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表

4 中立的機関（大阪市ヘイトスピーチ審査会）による審査〈第7条～第10条〉

学識経験者などで構成する審査会を設置し、中立・公平な立場からヘイトスピーチ該当性などを審査【委員は政治的中立性を要件とし、市長が市会の同意を得て委嘱】



公布と施行

平成28年1月18日に公布、一部施行

拡散防止措置及び認識等の公表（第4条～第6条）に関する施行日は、別途市長が定める

4 評価

この条例は日本の法令で初めてヘイトスピーチに対する定義を与えるものであり、①ヘイトスピーチの対象を「人種もしくは民族」を理由としており、人種差別撤廃条約の定義に近く、三つの要件に分けられた定義内容もわかりやすく、②ヘイトスピーチに対し、市が認定し、拡散防止措置をとり、公表するという具体的な措置が定められている。何がヘイトスピーチなのか認定され、公表されることにより社会的な共通認識が作られ、抑止効果が期待できる。

③その認定手続きも、行政機関そのものではなく専門家による審査を設置し、かつ両当事者の意見を聴く手続きを設けたことにより、表現の自由の侵害にならないよう、公正さを担保する考慮がなされている⁽¹³⁾。

5 課題

①解消法成立前に作られたこともあり、事後的、啓発的な方法にとどまっており、ヘイトスピーチを行ったと認定された表現者が再度同様のヘイトスピーチを繰り返した場合に対して何らの措置も定めていない。

②公共施設の利用制限について組み入れられなかった。

③氏名公表は一般論としては抑止効果が期待される。ただ、これまでヘイトスピーチを行ってきた一部の団体は差別行為を「誇り」としている氏名公表を歓迎する人物が含まれているため氏名公表がいかなる効果を有するかは運用次第である⁽¹⁴⁾。

④条例は人種差別撤廃条約の「世系」を除外した。在日朝鮮人や中国人に対するもの以外にも被差別部落出身者やアイヌ民族は対象外か⁽¹⁵⁾。

⑤答申であったヘイトスピーチを受けた人の訴訟費用を大阪市が援助することが条例でなくなっている。

(四) ヘイトスピーチ防止に向けて

1 現行制度の課題

大阪市の条例でも大阪市独自の措置として事前にヘイトスピーチを規制することは、憲法が保障する表現の自由の観点から事前抑制には慎重であるべきことや、表現内容がヘイトスピーチに該当するかどうかについては、その内容を確認しなければ判断できないことから困難であり、事後的な救済が主とならざるを得ない。とする答申に応じてヘイトスピーチの事前禁止は規定されていない。

そのため条例制定後も2016年7月1日の動画投稿サイトに在日韓国・朝鮮人に対して「日本から叩き出せ」などと怒鳴っている様子が映されている⁽¹⁶⁾。

7月17日にも「行動する保守運動関西」主催の街宣活動が行われ、大阪市の中心御堂筋で「犯罪を犯すのは韓国・朝鮮人なんです」とグループは罵声を連ねた⁽¹⁷⁾。

しかし反面ヘイトデモ規制法の制定後の2016年6月2日横浜地裁川崎支部は、川崎の在日コリアン集住地域周辺でのヘイトデモ及びはいかい禁止の仮処分を行った。その決定では、差別・排除されずに平穏に生活する権利が憲法13条で保障される人格権として認定され、解消法2条の定める「不当な差別的言動」は、それを侵害する不法行為（民法709条）を構成するとされた。これまでは差別された側が裁判に訴える際、不法行為に当たることをすべて主張、立証しなければならず、かつ、不法行為に当たるとされてもそれが差別であると認定されることは容易ではなく、被害者に提訴を断念させる一因となっていた。解消法ができたことにより、解消法の定義によれば、差別であり、不法行為に当たると認定されやすくなり、被害者の主張、立証の負担が軽減された。反差別法の意義の一つが、この負担の軽減であるが、早速その効果が証明されたと言える。

この決定では「この人格権の侵害に対する事後的な権利の回復は著しく困難であることを考慮」して事前差し止めを認めており、これから解消法を具体化する地方公共団体に対し、差別的言動の事前抑止を促す意味も大きい

(18)。

解消法が一定の効果をもたらしたと考えられるが、いくら仮処分の判決を得ても仮処分を無視してデモ・街宣を行うことができるし、実際京都地裁での2010年差し止めの仮処分を無視して街宣が行われた例がある。

裁判で勝訴を得ても判決や仮処分の決定はあくまで当事者の周辺での差し止めは一回限りに限られる。不特定多数のヘイトスピーチを規制するためには被害者が個別の事案を訴え続けなければならない状況は変わらない。

2 ヘイトスピーチ防止対策

a 公共施設使用について

ヘイトスピーチ防止のためには現状の法制度の元では前述のごとく十分とは言えない。

ヘイトスピーチを行う団体について事前の届け出でその団体はヘイトスピーチ活動を行うことが十分予想されるので公共施設の利用制限、集団デモ・街宣活動の規制を地方自治体が条例化することがヘイトスピーチ被害防止の最善の対策と考える。

しかし公共施設の利用制限について大阪市条例の基本となった人権施策審議会の答申でも「ヘイトスピーチをこれまで行っているまたは行おうと思われる団体であることのみを理由に本市施設等の利用を制限するような趣旨の規定を条例に設けることはできない」と、施設等の利用制限は規定化されなかった。

しかし2015年9月8日付の東京弁護士会が発表した、「地方公共団体に対して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書」で公共施設においてヘイトスピーチ等人種差別行為が行われる恐れが、客観的な事実を照らして具体的に明らかに認められる場合利用制限を課す運用とすること」と発表した⁽¹⁹⁾。

また公共施設の利用制限について、人種差別撤廃条約は、国及び地方公共団体に対し、人種差別行為に関与したり、人種差別を後援・擁護・指示しない義務、総じて人種差別を禁止し終了させる義務を負わせている(2条)。従っ

て、「人種差別行為が行われる恐れが客観的な事実に照らして具体的に明らかに認められる場合」は公共施設の利用を制限すべきである。とヘイトスピーチ問題の権威者師岡康子氏は主張する⁽²⁰⁾。

東京弁護士会意見書は前述に加えて税金によって運営される公共施設をヘイト団体による人種差別目的の集会に利用させることは地方自治体がヘイト団体に資金援助をすることと同じであり、許されないと主張する⁽²¹⁾。

国際人権法に詳しい丹羽雅雄弁護士（大阪弁護士会）も「日本は人種差別撤廃条約に加盟しており、現行の法制度でも、人種差別的な言動が行われる恐れが認められれば公共施設の利用を拒否できると考える。活動歴や言動、集会の位置づけから判断し、公共の場での人種差別的言動による人権侵害を防ぐ必要がある。大阪市の抑止条例の改正や、公共施設利用に関する特別条例の策定等で判断の基準を明確にすればよい」と主張する⁽²²⁾。

ヘイトスピーチ主催者の公共施設使用について使用制限を認める見解は研究者・マスコミ関係者の間では賛同者は多い。

b ヘイトデモ、街宣活動について

本来集団行動は、効果的な意見伝達をもたない市民が自己の意見を世間に知らしめる手法として、民主主義の歴史の中で非常に重要な役割を果たしてきた表現手段であることから、その自由の制限は必要不可欠かつ必要最小限のものでなければならないと考える。そこで集団行動については、道路交通整理などのための制約に服さざるを得ない場合を除き、原則的に自由を保障すべきである。

このような学説に沿って考えると、ヘイトスピーチを発信するデモに関しては、発信されるメッセージ内容を理由として不許可とすることは許されない⁽²³⁾。

実際に在日コリアンを排除するヘイトスピーチを繰り返す団体の男性が2016年6月5日に川崎市中原区で計画しているデモについて神奈川県警は県公安条例で「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められない場合の他認可しなければならないと定めている」としてヘイトデモを

許可した⁽²⁴⁾。

このデモ申請に関して神奈川県公安委員会が許可したことには批判の声もある。しかし神奈川県公安条例第3条には「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の他は、これを許可しなければならない」とあり、マイノリティの集住地域を襲うコースであればともかく、解消法の成立をもって今回そのような場合に当たると認定するには無理がある。安易な拡大解釈を認めると、本来の政治的なデモの不許可の濫用に繋がる危険性が否めないとしてこの許可を師岡康子氏は当然と判断される⁽²⁵⁾。

ヘイトデモを繰り返す団体に対してそのデモを不許可することができないという見解が多数を占めるが、しかしこのデモは単なる政治上の意見の表現ではなくヘイトスピーチを行い他人の人権を侵害することは明らかであり、その被害を受ける人の立場に立った場合このデモ申請は許可されるべきではない。

ヘイトデモ差別街宣は「表現」などではない。それはこの社会でマイノリティが「幸福を追求する権利」を否定し、民主主義の基盤である「法の下での平等」それ自体を破滅する暴力に他ならない。

在特会が主張する在日の人々の特別永住資格は特権ではなく当然の権利でありまた生活保護についても優遇されていないと日本政府の関係官庁が答えている⁽²⁶⁾。

差別的言動をする人は、表現の自由を持ちだしてヘイトスピーチ行動を正当化してきた。憲法が保障する大切な基本的人権の一つで権力がこれを規制するのはもちろん認められない。

しかし表現の自由とは、個人が表現・言論活動を通じて人格を発展させ、互いに意見を交わすことにより、よりよい民主社会を築くためにある。在日外国人らに聞くに耐えない罵声を浴びせ、その存在を根底から否定するような行為は、憲法が目指すところの対極にある⁽²⁷⁾。

始めから他人に苦痛を与えることがわかっていながら発言する人に日本国憲法が認める「言論の自由」が適用されない。

(五) 結びにかえて

国が差別を黙認し、警察がヘイトデモ・街宣を表現の自由として守ってきたことが、被害者をより苦しめ、社会全体へ絶望感をもたらしてきた。

解消法により、国が反差別の立場に立ち、反差別が国と社会の標準となったことの意義は大きい。しかし解消法は理念法であり、禁止条項がなく具体的な施策も明記されていないため、「喫緊の課題」であるヘイトスピーチ解消に向けた実効性あるものにするためには、解消法に沿った国及び地方自治体の具体的な施策が不可欠である。

地方自治体にあつては「差別的言動のない社会」を実現するためには、大阪市条例の内容に加えて、ヘイトスピーチ主催者の公共施設の使用禁止、ヘイトデモ、街宣活動の不許可規定を含めたヘイトスピーチ防止条例の制定とともに住人である差別被害者の平穏な生活と人間の尊厳を守るために総合的施策を責務とする人種差別撤廃基本条例の制定が望まれる⁽²⁸⁾。

最近次のような報道がなされた。沖縄県の米軍北部訓練場のヘリパット移転工事の現場で、抗議活動をしている市民に対し、大阪府警から派遣された機動隊員が、「どこつかんどるんじゃほけ土人が」「黙れ、こらシナ人」と罵る様子がインターネットの動画サイトに映っている様子が投稿された⁽²⁹⁾。

松井一郎大阪府知事や鶴保庸介沖縄北方相がそれを擁護するかのような発言をし、「土人」が差別用語にあたるかどうか「一義的に述べることは困難」とする答弁書を閣議決定した⁽³⁰⁾。

この報道を知り、たとえ立派な法制度が整備されたとしても国民の人権擁護の先頭に立たねばならない政治関与者（あえて政治家と呼ばない〇〇家と言われる人は一般市民以上的人格、学識、技能を備えた人を呼ぶと考えるから）の人権に関する意識改革がない限り我が国の人権尊重の真の民主国家の建設の将来性に不安を抱くのは筆者だけであろうか。2016年12月21日脱稿。

〈付記〉①拙稿執筆中2016年12月21日の朝日新聞で12月29日大阪生野区で予定されていたヘイトデモの差し止めの仮処分決定が報道された。

②拙稿の活字化については妻百合子（博士・文学 奈良女子大学）の助けを

借りました。

〈注〉

¹ ヘイトスピーチの定義については諸説があるが拙稿では「本邦の域外にある国、もしくは地域の出身者であるものまたはその子孫であって適法に居住する者に対する差別的意識を助長し、または誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉もしくは財産に危害を加える旨を宣言しまたは本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国または地域の出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動を言う。」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律第二条)以下解消法と略す。

² 京都朝鮮学校襲撃事件については、中村一成「ヘイトクライムに抗して」『世界』(岩波書店) 845号～847号に詳しく解説されている。

³ 師岡康子監修『Q & Aヘイトスピーチ解消法』 6頁 現代人文社2016年

⁴ 金尚均編『ヘイトスピーチの法的研究』 45頁 法律文化社 2014年

⁵ 朝日新聞 (2016年4月6日) 版を中心にまとめた。

⁶ 朝日新聞 2016年3月29日

⁷ 師岡康子『ヘイトスピーチとは何か』 56頁 2015年 岩波新書 本書はヘイトスピーチ研究の必読本であり拙稿も本書に大いなる教示を受けた。

⁸ 前掲注7 61頁

⁹ 中村一成「ヘイトスピーチに抗して」『世界』 845号265頁 2013年

¹⁰ 赤井隆史「差別根絶に向けた積極的姿勢」『部落解放』 724号78・79頁 2016年

¹¹ 瀬戸一正「全国初のヘイトスピーチ対処条例制定の経過と課題」『議会と自治体』 219号56頁 2016年

¹² 大阪市提供の資料

¹³ 前掲注(3) 49頁

¹⁴ 前掲注(3) 50頁

¹⁵ 前田朗「ヘイトスピーチ条例の意義」『部落解放』 723号73頁 2016年

¹⁶ 朝日新聞 2016年7月1日

¹⁷ 朝日新聞 2016年7月22日

¹⁸ 師岡康子「差別の撤廃に向けて」『世界』 885号220頁 2016年

¹⁹ 前掲注(3) 54頁

- 20 前掲注(18) 221頁
- 21 前田朗「ヘイト団体の公共施設利用について」『部落解放』721号65頁 2016年
- 22 朝日新聞 2016年7月22日
- 23 前掲注(4) 81頁
- 24 朝日新聞 2016年7月4日
- 25 前掲注(18) 222頁
- 26 朝日新聞 2016年11月18日
- 27 朝日新聞 2016年6月4日
- 28 詳細は前掲注(3)50・51頁参照
- 29 朝日新聞 2016年10月2日
- 30 朝日新聞 2016年12月8日

〈参考文献〉(順不同)

- 1 ジュリスト論究 2015年夏号 有斐閣
- 2 法学セミナー 2015年7月号 ヘイトスピーチ特集 2016年5月号
- 3 自由と正義 2016年6月号
- 4 憲法の争点 第三版
- 5 国際公共政策研究 第九卷第二号
- 6 判例時報 2208～2213号
- 7 世界848号 2013年 師岡康子論文
- 8 人権と部落問題 2015年2月 特集「ヘイトスピーチをこえて」
- 9 同志社法学 360号Ⅱ 桧垣伸次論文 2013年3月
- 10 立命館法学 2015年第2号 市川正人論文
- 11 部落解放718号 前田朗論文 2015年2月
- 12 世界 862号 特集「ヘイトスピーチを許さない社会へ」 2014年9月
- 13 時の法令 2016年9月15日号
- 14 法学セミナー 2013年12月号 奈須裕治論文
- 15 法と民主主義 486号 2014年2月号 神原元・榎透論文
- 16 安田浩一『ヘイトスピーチー愛国者たちの憎悪と暴力』文芸春秋社 2015年
- 17 部落解放人権入門 720号 2016年 文公輝論文
- 18 判例時報 第2232～2237号
- 19 部落解放 715号 2015年10月 前田朗論文

- 20 部落解放 729号 2016年8月 金尚均論文
- 21 部落解放 684号 2013年11月
- 22 世界 2016年8月 師岡康子論文
- 23 法と民主主義 2014年1月号 特集「ヘイトスピーチ法をめぐる状況」
- 24 部落解放 710号 2015年6月 郭龍雄・前田朗論文
- 25 都市問題 2016年5月号 遠藤比呂通論文
- 26 法学セミナー 2013年12月号 奈須裕治論文
- 27 議会と自治体 219号 2016年 仁比聡平・片柳進論文